

監査公表第 18 号(平成 30 年9月4日、県公報第 4023 号登載)

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果に基づく措置通知(平成29年度)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告（平成30年3月29日29監総第504号-2）に基づき、福岡県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年9月4日

福岡県監査委員
同
同
同

山下 芳 郎
行 正 晴 實
岩 崎 勇
江 藤 秀 之

30社活第279号
平成30年7月27日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 江藤秀之様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・ 県民生活部	再任用職員にかかる労働 保険料を納付せず、追徴金 の支払いが必要となった。	財務担当所において、関係職員に制度 内容を周知徹底した。今後の事務処理に ついては、複数人によるチェック体制を 確立することで、算定漏れの再発防止に 努める。また、所管課においては、确实 に予算を配布し通知する。

30保総第560号
平成30年7月27日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 江藤秀之様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
筑紫保健福祉環境事務所	生活保護費返還金にかかる公文書の所在が不明となっており、調査ができなかった。	公文書の管理方法を再点検し、新たに鍵付きキャビネットを導入した。 所在が不明となった公文書については既存文書やシステムに残っている情報から複製を作成した。不明となった経緯について、今後も調査を継続する。
粕屋保健福祉事務所	生活保護費において、学校給食費支給の必要のない月の分まで支給したため、支給過大となっていた。	学校給食費入力時に係長2名が相互に確認するとともに課長のチェックを行うことで入力ミスを防止する。また、これまでシステムに表示されなかった学校給食費の年合計額をシステムに表示することで、入力額との突合を行い、再発防止を図る。
京築保健福祉環境事務所	生活保護費において、教育扶助費の変更を誤ったため、支給過大となっていた。	教育扶助で交通費を認定するケースについて、担当は点検票を作成することで、認定誤り及び認定漏れの防止を図る。 また、課長、係長はあらかじめ作成した認定変更予定表でチェックを行うことで再発防止を図る。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	<p>生活保護費返還金において、平成29年4月以降は催告書の送付や訪問による催告などの徴収の取組みが行われていない。 また、収入未済額が前年度に比べて、増加している。</p>	<p>担当ケースワーカーと連携し、より一層の文書、電話、訪問による督促、納入指導を行い債権回収に努める。 平成30年10月に那珂川町の市制移行に伴い生活保護の実施機関が移行されることから、移行前までに一斉催告の取組みを行うとともに、未納が顕著な者に対しては文書・電話・訪問による催告を集中して行う。</p>
	<p>生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。</p>	<p>滞納者への催告状送付による納付の督促、催告の状況に基づき履行延期がなされていない債務者への履行延期申請の指導を行うとともに、債権回収員と連携して、文書、電話、昼間及び夜間の訪問による督促、納入指導を行い、債権回収に努める。</p>
	<p>生活保護費において、学校給食費の入力を誤ったため、支給過大となっていた。</p>	<p>給食費・教材代の生活保護システムへの入力マニュアルを担当者に配布し、システム入力項目の周知を徹底する。 また、給食費・教材費の変更がある場合については、点検票に給食費等の金額を追記し、点検を行うことなどにより再発防止に努める。</p>

平成30年7月27日

福岡県監査委員 山下芳郎様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 江藤秀之様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福岡学園	児童措置弁償金において、平成28年7月以降の負担額を決定するための調査及びこれに基づく調定が行われていなかった。	従来の決裁に係る確認体制を見直し、担当者の起案、副任及び課長によるチェックの後、所属長決裁として、再発防止を図る。
	児童措置弁償金において、滞納者に対する催告等の債権回収にかかる事務を行っていなかった。	出先機関における当該弁償金について、本庁所管課が毎月の調定状況、督促及び催告の状況の報告を求めることにより、再発防止を図る。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部	<p>庁舎維持負担金において、電気代負担額の算定を誤ったため、調定金額が不足していた。</p>	<p>担当者が電気消費量指針を積算資料に転記した後、副任及び上司が数値の転記誤りがないことを確認し、積算資料に設けた確認欄にチェックを入れることで、再発防止を図る。</p>
	<p>再任用職員にかかる労働保険料を納付せず、追徴金の支払いが必要となった。</p>	<p>社会保険料支払いの事績に誤りの経緯や対応等を残すとともに、担当の引継書にも明記することにより、再発防止を図る。</p>
	<p>物品の購入において、誤った遅延損害金の率及び改正前の暴力団排除条項が記載された内容の請書を受け取っていた。</p>	<p>会計管理局などの研修に再度参加し、意識啓発とチェック機能の向上を図るとともに、部独自の会計事務チェックシートを確実に使用するよう再度徹底することにより、再発防止を図る。</p>